

## 「介護職員処遇改善加算」「介護職員等特定処遇改善加算」の算定について

医療法人社団 洋精会は、「介護職員処遇改善加算」「介護職員等特定処遇改善加算」を下記のとおり算定し、処遇の改善に充当しております。

### ○ 介護職員処遇改善加算

介護サービス	現行加算の種別	特定加算の要件か
介護療養型医療施設	現行加算（Ⅰ）	○
通所リハビリテーション	現行加算（Ⅰ）	○
訪問介護	現行加算（Ⅰ）	○
小規模多機能型居宅介護	現行加算（Ⅰ）	○

### ○ 介護職員等特定処遇改善加算（介護福祉士の配置等要件）

介護サービス	配置に係る加算の種別	最も上位か	特定加算の区分
介護療養型医療施設	—	—	特定加算（Ⅱ）
通所リハビリテーション	—	—	特定加算（Ⅱ）
訪問介護	—	—	特定加算（Ⅱ）
小規模多機能型居宅介護	—	—	特定加算（Ⅱ）

※各サービスは、介護予防、総合事業（第1号）も同内容を算定。

以上